第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、中央化学株式会社と称し、英文ではCHUO KAGAKU CO.,LTD. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
- (1) 合成樹脂およびその他素材を原材料とする食品用・貯蔵用・輸送用・医療用等の容器、包装 用フィルム・シート等の製造販売
- (2) 各種機械器具の合成樹脂製部品の製造販売
- (3) 工業用・建築用・家庭用等の合成樹脂材料の製造販売
- (4) 花卉・果樹・野菜栽培用等園芸用、農業用合成樹脂材料の製造販売
- (5) 合成樹脂製食品容器の製造機械・器具の製造販売
- (6) 合成樹脂製廃棄物の減容化機械・器具および燃料化機械・器具の製造販売
- (7) 合成樹脂製廃棄物を原料とするリサイクル製品の製造販売
- (8) 上記各号の製造のノウハウの販売
- (9) 合成樹脂製包装材料の販売
- (10) 農水産物およびその加工品の販売
- (11) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を埼玉県鴻巣市に置く。

(公告の方法)

- 第4条 当会社の公告は電子公告により行う。
- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法 により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は40,002,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は40,000,000株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は2,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の普通株式の1単元の株式数は100株とし、A種優先株式の1単元の株式数は1株とする。

(単元未満株主の権利制限)

- 第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 (其淮日)
- 第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項に定めるほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第2章の2 A種優先株式

(剰余金の配当)

- 第11条の2 当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき第2項に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。
- 2 (1) A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額について、配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、配当基準日が平成31年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算により算出される金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先株式1株当たりのA種優先配当金(ただし、第(2)号に従ってA種優先配当金を計算したときは、本号に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の合計額を控除した金額とする(A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)。

<算式>

A種優先配当金=1,000,000円×A種優先配当年率

<A種優先配当年率>

平成33年3月31日までの日を配当基準日とする場合 0%

平成33年4月1日以降の日を配当基準日とする場合 日本円TIBOR(6ヶ月物)+2.0% 日本円TIBOR(6ヶ月物)とは、配当基準日が属する事業年度の初日(ただし、当該日が銀 行休業日である場合はその直後の営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」という。)における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円T I BOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日に日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円T I BOR)が公表されていない場合は、日本円T I BOR(6ヶ月物)は、東京インターバンク市場における6ヶ月物の円資金貸借取引のオファード・レートとして合理的に決定される利率を指すものとする。

- (2) 前号の規定にかかわらず、配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当会社がA種優先株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うA種優先配当金の額は、前号に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種優先株式(当会社が保有するものを除く。以下本号において同じ。)の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのA種優先株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。
- 3 当会社は、ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して行う1 株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日のみを基準日とした場合のA種優先配当 金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「A種 累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金ならびに普通株主 および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株 式質権者に対して配当する。
- 4 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(残余財産の分配)

- 第11条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、1,000,000円にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配を行わない。「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から残余財産分配日(同日を含む。)までの日数を第11条の2第2項に定める算式に適用して得られる優先配当金の額とする。(議決権)
- 第11条の4 A種優先株主およびA種優先登録株式質権者は、株主総会において議決権を有しない。

(譲渡制限)

第11条の5 A種優先株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

(現金対価の取得請求権(償還請求権))

第11条の6 A種優先株主は、平成33年3月31日以降、いつでも、当会社に対して金銭を対価として、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当会社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、第2項に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の

数に応じた比例按分の方法により決定する。

2 A種優先株式1株当たりの償還価額は、1,000,000円に下記に定める償還係数を乗じて算出される金額にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第11条の3に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。「償還係数」とは、償還請求日が以下の各日に該当するかまたはいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下に定める数値をいう。

平成33年3月31日以降平成34年3月31日まで110%平成34年4月1日以降平成35年3月31日まで120%平成35年4月1日以降平成36年3月31日まで130%平成36年4月1日以降140%

(現金対価の取得条項(強制償還))

- 第11条の7 当会社は、平成33年3月31日以降、当会社の取締役会が別途定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当会社がA種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、A種優先株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第2項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、取得の対象となるA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。
- 2 A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、1,000,000円に下記に定める強制償還係数を乗じて算出される金額にA種累積未払配当金相当額およびA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第11条の3に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

「強制償還係数」とは、強制償還日が以下の各日に該当するかまたはいずれの期間に属するかの 区分に応じて、以下に定める数値をいう。

平成33年3月31日以降平成34年3月31日まで110%平成34年4月1日以降平成35年3月31日まで120%平成35年4月1日以降平成36年3月31日まで130%平成36年4月1日以降140%

(普通株式対価取得請求権(転換請求権))

- 第11条の8 A種優先株主は、平成33年4月1日以降いつでも、当会社に対し、第5項に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下「転換請求」という。)ができる。
- 2 当初転換価額は、375.9円とする。
- 3 転換価額は、平成33年4月1日以降毎年4月1日及び10月1日(以下「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ連続する30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の普通取引の終値(以下「東証終値」という。)の平均値の95%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正され(以下、かかる修正後の転換価額を「修正後転換価額」という。)、修正後転換価額は同日より適用される。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「下限転換価額」といい、第4項を準用して調整される。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、また、

修正後転換価額が当初転換価額の150%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「上限転換価額」といい、第4項を準用して調整される。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、終値が発表されない日を含まない(以下同じ)。

4 (1)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。 ①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③下記(4)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

新発行 1株当たりの 株式数 払込金額 (既発行株 調整 調整 式数一自己 + 後転 前転 時価 × 株式数) 換価 換価 額 (既発行株式数-自己株式数)+新発行株式数

④当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、下記 (4) に定める 普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合 (株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。) に、株

式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該 基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分さ れる株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式に おいて「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額と する。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日 の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわ らず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転 換価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点 の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した 日の翌日以降これを適用する。

⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権 の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場 合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。)の合計額が下記(4)に定め る普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予 約権を発行する場合 (新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新 株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定め た場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行 される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみ なし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権 の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を 使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当 日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当 日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して 交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価 の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株 式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用 する。ただし、本⑤による転換価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役ま たは従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権に は適用されないものとする。

- (2) 上記(1) に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- ①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ②転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③その他、発行済普通株式数(ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- (3) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (4)転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先

立つ連続する30取引日の当会社の東証終値の平均値とする。

- (5) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0. 1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本(5)により不要と された調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- 5 A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換えに

転換請求に係るA種優先株式の数に1,000,0

交付すべき普通 =

00円を乗じて得られる額

株式数

転換価額

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(株式併合または分割、募集株式の割当て等)

第11条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

第3章 株主総会

(招集)

- 第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合にこれを招集する。 (招集者および議長)
- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

- 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行 使することが出来る株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第15条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行 使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 (議決権の不統一行使)
- 第16条 議決権の不統一行使を行うときは、株主総会の会日の3日前までに当会社にその旨および その理由を通知しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子 提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議 決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議事録)

第18条 株主総会における議事については、会社法施行規則で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。

(種類株主総会)

- 第18条の2 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- 2 第11条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。
- 3 第12条後段、第13条、第14条第1項、第15条、第16条、第17条及び第18条の規定 は、種類株主総会にこれを準用する。
- 4 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は16名以内とする。

(取締役の選任)

- 第21条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。
- 2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第23条 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議により取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長、専務取締役、 常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

- 第24条 取締役は、取締役会を組織する。
- 2 取締役会は、法令または定款に定める事項を除き、会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。

(取締役会の招集)

- 第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社 長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。
- 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。 ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の議長)

第26条 取締役会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故あるときは、 あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意 の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。た だし監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事については、会社法施行規則で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関しては、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締 役会規程による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第32条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の 賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第33条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第34条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

- 第35条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の 満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

- 第38条 監査役は、監査役会を組織する。
- 2 監査役会は、法令で定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務 執行に関する事項を決定する。

(監査役会の招集)

第39条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを 行う。

(監査役会の議事録)

第41条 監査役会の議事については、会社法施行規則で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(監查役会規程)

第42条 監査役会に関しては、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査 役会規程による。

(監査役の報酬等)

第43条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第44条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に 該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠 償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第45条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第46条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第47条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第49条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第50条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

- 第51条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定める ことができる。
- 2 当会社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行うことができる。
- 3 当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。 (配当金の除斥期間)
- 第52条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払 いの義務を免れる。
- 2 未払いの配当金には利息を付けない。

附則

(実施期日)

第1条 この定款は、昭和36年1月31日から実施する。

附則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、昭和37年11月20日から一部改定実施する。

附則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、昭和50年7月10日から一部改定実施する。

附則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、昭和51年7月10日から一部改定実施する。

附則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、昭和52年11月30日から一部改定実施する。

附則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、昭和52年12月20日から一部改定実施する。

附則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、昭和53年4月15日から一部改定実施する。

附則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、昭和53年12月7日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、昭和54年5月10日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、昭和56年9月30日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、昭和57年3月25日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、昭和57年4月27日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、昭和57年12月25日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、昭和59年3月31日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、昭和60年9月17日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、平成元年3月30日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、平成2年3月30日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、平成3年3月28日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、平成4年3月30日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、平成5年3月30日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、平成6年3月30日から一部改定実施する。

附則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、平成7年3月30日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、平成10年3月27日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、平成12年5月1日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、平成14年3月28日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、平成15年3月28日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、平成16年3月30日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、平成17年3月30日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、平成18年3月30日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、平成19年3月29日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、平成21年3月27日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、平成25年3月28日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、平成27年6月24日から一部改定実施する。 附 則

(改定実施期日)

第1条 この定款は、平成30年6月28日から一部改定実施する。

附則

(改定実施期日)

- 第1条 この定款は、令和4年6月28日から一部改定実施する。
- 1. 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更 案第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ず るものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。
- 3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。